

# 交通安全かわら版

令和 5 年 7 月  
茨城県警察本部交通総務課  
NO. 30

～ 夏の交通事故防止県民運動の実施 ～

## 夏の交通事故防止県民運動

**期 間** 7月20日(木)～7月31日(月)

**スローガン** 見る止まる 歩行者優先 心がけ

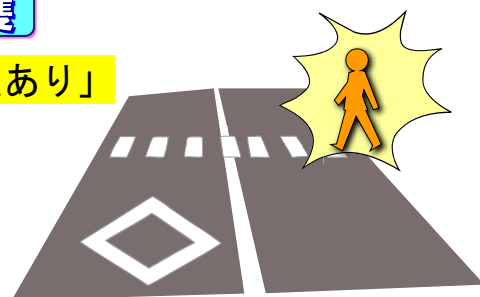
**運動の重点**



### 1 歩行者(特に子供と高齢者)の保護

路面のダイヤモンド◇は、「この先に横断歩道あり」を示しています。スピードを落として走行しましょう。

横断歩道は歩行者優先！歩行者がいるときは必ず止まりましょう。



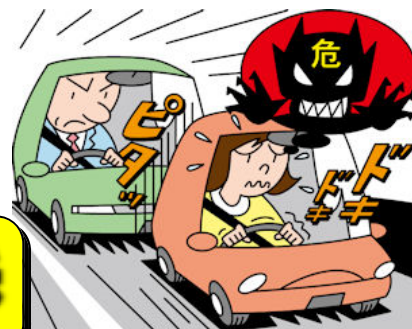
### 2 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

あおり運転などの妨害運転や飲酒運転は、悪質な犯罪です。

妨害運転を受けたり、飲酒運転をする人を見たときは、迷わず110番通報をお願いします。



**110番**



### 3 自転車の安全利用の推進

自転車で死亡した人の約6割は頭部の損傷で、このうち9割以上はヘルメット非着用でした。

(※平成30年～令和4年・過去5年間、茨城県内)

今年4月から、自転車利用時にヘルメット着用の努力義務が課せられています。

自転車は車両です。ヘルメットを着用し、交通ルールを守って走行しましょう！

